名古屋市犯罪被害者等支援事業

精神医療支援

概　　要	犯罪被害により被害者本人やその家族・遺族※が、精神医療機関に受診した場合に、医療費の自己負担分の半額を支給 ※配偶者（事実婚等を含む）又は、被害者の二親等以内の血族等
給付内容	○精神医療に係る自己負担額の２分の１に相当する額 ○給付対象期間は犯罪被害の発生した日以降の初診日から３０日以内
対象要件	○被害者が市民である事案であること（発生地は問わない） ○被害事実が客観的に確認できること（警察への照会、交通事故証明等） ○被害者やその家族・遺族が受診時に市民であること
支給対象外	○被害者又は遺族と、加害者との間に親族関係（夫婦（事実婚等を含む）又は直系血族等）があり、同居していたとき（重傷病等を受けた被害者又は遺族が１８歳未満の場合等は除く） ○被害者又は遺族が暴力団員であったとき ○給付することが社会通念上適切でないと認められるとき ○自立支援医療等、他の制度によって医療費の減免を受けているとき
申請期限	平成 30 年４月１日以降に起こった犯罪被害を対象とし、犯罪行為が行われた日から４年以内かつ初診日から 30 日以内
必要書類	○精神医療費支援金給付申請書　　○犯罪被害に関する申立書 ○住民票（除票） ○遺族と被害者の続柄が確認できる証明書 ○精神医療の領収書及び診療明細書の写し
受付時間	午前８時４５分～午後５時３０分
担当窓口	名古屋市犯罪被害者等総合支援窓口（スポーツ市民局人権施策推進室） 電話：０５２－９７２－３０４２